

## 《特許出願優先審査管理方法》（第 65 号）

### 第六十五号

《特許出願優先審査管理方法》は局務会議で可決されたため、公布し、2012年8月1日より施行することとする。

局長 田力普

2012年6月19日

### 特許出願優先審査管理方法

第一条 産業構造の最適化・レベルアップを促進し、国家知的財産権戦略の実施を推進し、创新型国家の建設を加速させるために、《中華人民共和国専利法》和《中華人民共和国専利法実施細則》の規定により、本方法を定める。

第二条 国家知的財産権局が、出願人の請求により、条件が満たされた特許出願において優先審査を行い、優先審査請求を認めた日より一年以内に決着する。

第三条 国家知的財産権局が他の国若しくは地域の特許審査機関と締結した双方協定又は多国間協定に基づいて優先審査を行う場合は、該当規定により対処し、本方法を適用しないこととする。

第四条 優先審査を行うことができる特許出願は下記のものを含む。

(一) 省エネ・環境保護や新世代情報技術、バイオ、先端設備の製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車等技術分野に係る重要な特許出願

(二) グリーン発展に寄与する低炭素技術や資源節約等に係る重要な特許出願

(三) 同一の主題において最初に中国に提出した特許出願であって、他の国又は地域においても出願したもの

(四) その他国家利益若しくは公衆利益に重大な意味を持つため優先審査を必要とする特許出願

第五条 優先審査を行う特許出願の件数は、国家知的財産権局が各専門技術分野における審査能力、前年度の特許登録件数及び当年度の審査件数等に基づいて決定する。

第六条 優先審査請求が提出された特許出願は、電子出願でなければならない。

実体審査段階移行がなされていない特許出願において優先審査を請求する場合は、出願人が実体審査段階を開始させるようにしなければならない。

第七条 出願人が優先審査手続きを行うとき、下記資料を提出しなければならない。

(一)省、自治区、直接管轄市の知的財産権局が審査し意見を明示したうえで印鑑をした《特許出願優先審査請求書》

(二)特許検索条件を持つ部門により提出されている所定様式の検索報告、又は、他の国若しくは地域の特許審査機関により提出される検索報告、審査結果及びその中国語翻訳文

第八条 第七条第2項で言った特許検索条件とは、

(一)《特許審査指南》で定める検索用の特許文献及び非特許文献を利用して検索を行う条件を持つことと、

(二)検索者が専門技術背景を持ち、特許実務教育及び検索教育を受けたことがあることと、

(三)該当専門技術分野の検索者が《特許審査指南》による該当要求に基づいて優先審査請求がされた特許出願において検索することができることと、  
を言う

第九条 国家知的財産権局が優先審査請求の受理及び審理を担当し、速やかに審査意見を出願人に通知する。

第十条 優先審査を行うことが認められた特許出願においては、国家知的財産権局が速やかに対処し、優先審査請求が認められた日より30日の作業日以内に第一回審査意見通知書を下すべきである。

第十一条 優先審査がされた特許出願においては、出願人ができるだけ早く応答したり補正したりするようにしなければならない。出願人が審査意見通知書に応答する期限は2か月とする。出願人が応答を延期する場合は、国家知的財産権局が優先審査を中止し、一般の出願として対処する。

第十二条 本方法は、国家知的財産権局が責任を以て解釈するものとする。

第十三条 本方法は、2012年8月1日より施行する。